

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和4年11月7日(月)
会議時間	午前10時15分 ~ 午前10時28分
開催場所	第三委員会室
出席委員等	[委員長] 岡村 芳樹 [副委員長] 中村 孝治 [委員] 齋藤 寛之, 木崎 俊行, 山本 英司, 川口 絵未, 藤崎 良次, 平野 裕子, 久野 妙子  [オブザーバー] 議長 高木 大輔
欠席委員等	なし
委員外委員	敷根 文裕
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三須 裕文 [次長] 宮崎 由美子 [書記] 飯野 明、秋葉 昌輝
協議事項	タブレット端末の活用・議会のペーパーレス化について

【決定事項】

- (1) 委員会条例・会議規則の改正については、配布の改正(案)のとおり決定し、条例改正手続きを進める。
- (2) 次回開催日と協議内容について  
 次回の委員会開催日は12月14日(水)午後1時半からを予定。

委員会条例と会議規則の改正について

【主な意見】

- 会議規則案の第113条(委員外議員の発言)は、委員外議員に対し出席を求めて説明または意見を聞くことができる旨の規定であるが、改正案の第3項「委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。」とは、委員として出席できるという趣旨なのか。  
 ⇒ 委員外議員に対し出席を求めて説明又は意見を聞くことを求める場合にオンラインにより出席できるという規定を追記しようとするもの。

【事務局説明】

委員会条例を11月定例会で、会議規則を2月定例会で改正し、令和5年4月1日に施行する予定。

「申し合わせ改正(案)」・「会議用システム及びグループウェア等の利用に関する要領(案)」の説明

【事務局説明】

次回の会議では、議会運営委員会申し合わせ事項の改正と会議用システム及びグループウェア等の利用に関する要領(案)について協議していただく予定。

① 議会運営委員会申し合わせ事項の改正

現在、申し合わせにおいて、議場及び委員会室への情報通信機器の持ち込みを禁止しているが、タブレットの導入に合わせ、その持ち込みを認めようとするもの。ただし、これまでどおり私物

(スマホ等)については、持ち込みを禁止し、貸与されたタブレットのみ(執行部については事務用PC等を想定)、持ち込みを認める改正案としている。

② 会議用システム及びグループウェア等の利用に関する要領(案)

Wi-Fiの接続やアプリケーションソフトの活用等に関する具体的な運用方法を定めようとするもの。詳細について今後検討することから、検討現段階では大まかイメージのみ示している。この要領に含めるべき項目などがあればご意見をいただきたい。

「佐倉市議会タブレット端末使用基準」の修正について

【事務局説明】

① 第6条(禁止事項)

第3項を追記(平野委員提案部分)

② 第7条(各種通知、届出等)

運用基準の検討を進める中で、議員と事務局間のやり取りについては、会議用システムだけでなく、チャットアプリ(LINEWORKS)やメールなどの手段も使用することとなることから、各種通知、届出等は、タブレットで行うこととし、連絡手段の詳細については、運用基準(要領)の中でお示ししたい。

【主な意見】

- 現在、会議の通知等も個人のメールアドレスを使用しているが、タブレット導入後は、タブレットで通知等を受け取り、届出等もタブレットで行うということか。

⇒ そのとおり考えている。

委員長 岡村 芳樹